

岡田小学校 PTA 会則

第一章 名称

第 1 条 この会は岡田小学校 PTA とい事務局を岡田小学校におく。

第二章 目的

第 2 条 この会は次の諸項目を目的とする。

- 1 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- 2 民主的教育に対する理解を深め、これを増進する。
- 3 家庭、学校及び社会との関係を一層密にし、児童の訓育に努力する。
- 4 家庭教育環境の整備をはかる。
- 5 家庭生活及び社会生活の水準を高め父母に対して成人教育を盛んにする。
- 6 地域社会における社会教育の振興をはかる。

第三章 方針

第 3 条 この会は教育を本旨とする自立独立の民主団体として活動する。

第 4 条 この会は児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第 5 条 この会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第四章 事業

第 6 条 この会は目的達成のために次の事業を行う。

- 1 懇談会の開催
- 2 学校施設の充実助成
- 3 児童の保健厚生
- 4 児童の校外生活の指導
- 5 会員の修養
- 6 授業参観、学校視察に関する事項
- 7 優良地区児童会、優良会員の表彰

第 7 条 慶弔規定は別に定める。

第五章 会員

第 8 条 この会は岡田小学校児童の父母と先生並びにこの会の趣旨に賛同するものを会員とする。また、祖父母を準会員とする。

第六章 会計

第 9 条

- 1 この会の経費は会費、事業収入及び自発的な寄付金その他の収入をもって支弁する。
- 2 前項の会費の額及び徴収方法は総会の議決による。

第 10 条 本会計の年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第七章 組織

第 11 条 この会の理事は次のとおりとする。

- 1 会長 1 名（父母）
- 2 副会長 3 名（父母 2 名 学校長）
- 3 各支部長 1 名 各専門部 2 名
- 4 顧問 若干名
- 5 事務局 若干名

第 12 条 理事の任期は 1 ヶ年とする。但し重任を妨げない。補欠の場合は前任者の任期をつぐ。

第 13 条 会計監査員は 2 名とし総会において選任する。

第八章 役員の選出

第 14 条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は会員中より総会において承認する。
- 2 理事は各支部、各専門部、学校職員より選出される。
- 3 理事は会長が総会において委嘱する。

第九章 役員の任務

第 15 条 役員の任務はつぎのとおりである。

- 1 会長はこの会を代表し会務を統理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故のある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会の組織、会務の執行、事務、会計をおこなう

第十章 専門部会

第 16 条 この会は事務遂行のため、次の専門部会をおく。

- 1 学年部 2 環境活動部
- 必要に応じて委員会を設けることができる。

第 17 条 専門部の部長は学級選出の部員の互選とする。

第十一章 支部

第 18 条 この会は、下記の 7 支部をおき、各正・副支部長を選任する。

山浦支部 伊深支部 岡田町支部 東区支部 松岡支部 塩倉支部 神沢支部

第 19 条 支部の細則は別に定める。

第十二章 総会

第 20 条

- 1 総会は最高の決議機関であり、毎年 1 回定期総会を開く。但し理事会が必要と認めた場合、

または全会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を召集しなければならない。

2 理事会が必要と認めた場合、総会及び臨時総会の開催は書面などによる議決をもって、これに代えることができる。

第21条 総会は会長が招集し次の事項を行う。

定期総会 事業報告、決算の承認、役員承認、事業計画、予算の議決、会則の変更、その他必要事項。

第22条

1 会の定足数は全会員の5分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意をもってする。

2 第20条2項の規定により総会及び臨時総会を開催する場合にあっては、1項の適用について「出席」を「回答」と読み替えるものとする。

第23条 理事会は、会長が必要と認めた場合に召集する。

第24条 専門部会は部長が召集する

第十三章 表簿

第25条 この会は次の表簿を備える。

1 会員名簿 2 議事録 3 記録簿 4 会計簿

第十四章 会則変更

第26条

1 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなくては改正することができない

2 第20条2項の規定により総会及び臨時総会を開催する場合にあっては、1項の適用について「出席」を「回答」と読み替えるものとする

3 付則の変更は理事会の承認をもって実施する

[付則]

1. 履歴

平成13年11月17日一部改正(会費額および徴収方法)

平成20年5月9日一部改正(会長、副会長の選出、承認)

令和2年11月12日一部改正(書面等による議決方式 第20、22、26条に第2項追加)

令和2年11月13日施行

令和3年2月15日一部改正(第16条「4 生活指導部」削る) 令和3年4月1日施行

令和6年1月29日一部改正(理事、専門部、付則) 令和6年4月1日施行

令和6年2月15日付則一部改正(役員選出ガイドラインにおける移行措置追加)

2. 会則第7条にもとづく慶弔規定

1 死亡弔慰金

- (1) 職員 理事会で協議決定する。
- (2) 職員の父母・妻子 5,000 円
- (3) 会員 5,000 円
- (4) 在学児童 5,000 円

2 病気見舞い

- (1) 職員 5,000 円

3 不時の災害の見舞

- (1) 職員・会員・児童 理事会で協議決定する。

4 結婚祝い金

- (1) 職員 5,000 円

5 転退職員の記念品代の基準

- (1) 職員 一律 3,000 円

6 本規定以外の事項については理事会において決定する。

平成 17 年 4 月 28 日改正実施

平成 28 年 4 月 22 日改正実施

3. 会則 14 条に基づく会長副会長の選出 および理事会の役割

細 則

第 1 条 会長、副会長の選出方法は次の通りとする。

1 会長、副会長は会員からの推薦によって選び、理事会で選出し、定期総会で承認を得ることとする

2 会長は前年度の副会長より選出する

第 2 条 会則 23 条の理事会は次の事項を行う。

総会に提出する議案の調整、総会から委任された事項、本部会から提出された事項、会長・副会長の選出、細則の変更、その他緊急を要する事項

平成 20 年 5 月 2 日総会にて承認

4. 会費に関する覚書

1 会則第 9 条第 2 項による平成 14 年度の会費及びその徴収方法。

会費 年額 3,600 円 支部をとおして集金する。

徴収方法 5 月 1,200 円 6 月 1,200 円 7 月 1,200 円

転入時には月額 300 円として、翌月分から 3 月分までを集金する。

返金 転出時に、1 学期分を 1,200 円として在籍しなかった学期分を返金する。

学期途中の転出時には月額 300 円として、翌月以降の分を返金する。

平成 10 年 4 月 18 日改正実施

平成 22 年 4 月 30 日一部改正（転出入）

平成 30 年 4 月 20 日改正実施（年会費）

2 令和 5 年 年会費年額 1 家庭または先生 1 人 3,000 円。月額計算は 250 円。

5. 役員選出におけるガイドライン

- 1 役員選出のガイドラインを定める。ガイドラインは選出をスムーズに進めるためのものであり、選出時の合意でガイドラインに従わない方法で選出をおこなうこともできる
- 2 選出にあたっては人権、プライバシーの保護を尊重する
- 3 クラスの専門部役員は役員経験回数が少ない会員から選出する。経験回数については専門部役員 1 年を 1 回、理事(部長、副部長、支部長)は負担と責任を考慮し 1 年で 2 回としてカウントする
- 4 回数は家庭単位とし、兄弟姉妹で回数を引き継ぐ
- 5 免除枠として岡田小学校 PTA 会長、副会長経験者 (2 年以上理事を担当)、女鳥羽中学校 PTA 会長、副会長経験者とする
- 6 負荷分散と協力体制のため、各学級学年部正副 2 名、環境活動部正副 2 名の選出を基本とする
- 7 支部における役員選出方法は支部において定める
- 8 移行措置として令和 5 年以前にクラス理事(=学年部)、幹事、会計監査を経験者は人のお子さん(理事該当学年のお子さん)における 2 巡目の役員免除とする